

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第12号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第50条」を「前条」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

(鴨川市附属機関設置条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の附属機関の表鴨川市子ども・子育て会議の項担任する事務の欄中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。